

# 地 域 再 生 計 画

## 1 地域再生計画の名称

「人と水がふれあう郷（くに）」再生プラン

## 2 地域再生計画の作成主体の名称

伊予市

## 3 地域再生計画の区域

伊予市の全域

## 4 地域再生計画の目標

伊予市は、愛媛県のほぼ中央に位置し、東西に 23km、南北に 21km の広がりを持つ面積 194.47km<sup>2</sup>、人口 39,840 人（平成 20 年度末）の市であり、平成 17 年 4 月 1 日に旧伊予市、旧中山町、旧双海町が合併して誕生した。

本市の北部は道後平野の南端を占める平地であり、東南に四国山地、西北に瀬戸内海を望む多様な地勢である。また、集落は平地部に人口集中地区が見られるほか、谷筋と海岸線に沿って形成されている。

伊予市においては、平成 17 年度から汚水処理施設整備交付金を導入することにより、下水道管布設と浄化槽設置を行い、かなりの改善が図られてきたが、急激な都市化や生活様式の多様化により、公共水域の水質汚濁や悪臭、大気汚染、騒音等が完全に解消できていない。特に、昔はきれいであった街の中を流れる梢川、古子川、天神川や瀬戸内海において現在も水質汚濁が時々目立つ状況にある。

そのため、伊予市では、従来より住民の水環境への意識向上の一貫として、海水浴場や海浜公園を利用したビーチバレー大会やスイムレースといった様々なイベントを行ってきた。また、これらを継続し活性化することにより一層の汚水処理施設整備を目指し、昭和 49 年から市街地中心部で公共下水道事業に着手し、平成 4 年から浄化槽設置整備事業（個人設置型・市町村設置型）に着手している。これらの取組みと合わせて伊予市においては、なお一層の汚水処理施設の普及を促進し、水環境を再生することにより、自然との共生の創出を目指している。

新市制の施行後、初めて策定した「伊予市総合計画」においては、新市の将来像「ひと・まち・自然が出会う郷（くに）」を実現するため、住環境の整備と環境の保全を基本政策の 1 つとし、豊かな自然環境を次世代に引き継ぐため、総合的な環境保全対策の推進を目標としている。具体的には、水質の汚濁防止を図り自然海岸、河川など、危機に瀕している自然環境の保全・再生を進め、新市全域にメダカが泳ぎ、ホタルが飛び交うような自然豊かなまちづくりへの努力を掲げている。

また、水環境保全への取組みを市民へ周知することや浄化槽設置を促進しているところであり、浄化槽設置整備事業により、平成 21 年度までに約 1,150 基の浄化槽を設置した。

しかしながら、平成 20 年度末の汚水処理人口は 26,321 人、汚水処理人口普及率

は 66.1%と、全国平均値 84.8%、愛媛県平均値 67.2%と比較して低いものとなっている。

そのため、本地域再生計画による汚水処理施設の整備を通して、豊かな自然環境の保全、美しい景観の創出を目指し、自然との共生・調和がとれた、いつまでも住み続けたいまちづくり（都市再生）を進めたい。

数値目標としては、交付金活用により汚水処理施設整備を行なうことにより、汚水処理人口を約 4,100 人、汚水処理人口普及率を交付金活用で約 10.2%、行政区域全体で約 10.4%増加することを目指す。

(目標)汚水処理人口普及率 67.3%(平成 21 年度末予測)⇒ 77.7%(平成 26 年度末)

## 5 目標を達成するために行う事業

### 5-1 全体の概要

公共下水道の地域再生計画の区域となる伊予処理区は、昭和 49 年度に事業着手して以来、現在 495ha の認可取得を行い、鋭意整備中である。地域再生計画区域の設定にあたっては、目標年である平成 26 年度までに、事業計画区域内の 495ha のうち未整備区域約 89ha を整備する方針とした。

浄化槽（個人設置型・市町村設置型）は、住民への積極的な浄化槽整備の呼びかけもあって、平成 17～21 年度では年間約 90 基の設置を安定して行なってきた。今後も継続的に年間約 90 基の整備を行なえるよう広く住民へ整備を呼びかけていくこととする。区域は、公平な整備が行なえるように下水道事業計画区域及び農業集落排水事業計画区域以外の伊予市全域とする。

以上より、汚水処理施設整備交付金を活用することにより、公共下水道と浄化槽の効率的な整備を図り、交付金による平成 26 年度の汚水処理人口約 30,900 人、汚水処理人口普及率約 77.7%を目標とする。

### 5-2 法第 5 章の特別の措置を適用して行う事業

#### 汚水処理施設整備交付金を活用する事業【A3002】

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。

なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

公共下水道：平成 19 年 3 月に事業認可

#### 【事業主体】

伊予市

#### 【施設の種類】

公共下水道

浄化槽(個人設置型・市町村設置型)

#### 【事業区域】

公共下水道

伊予市伊予処理区(認可済)

浄化槽(個人設置型)

旧伊予市内で公共下水道事業認可区域、農業集落排水事業計画区域以外の区域

浄化槽(市町村設置型) 旧中山町の特定環境保全公共下水道事業区域、農業集落排水事業区域、簡易排水処理事業区域以外の全域及び旧双海町の全域

【事業期間】

公共下水道 平成 22 年度～平成 26 年度  
 浄化槽(個人設置型) 平成 22 年度～平成 26 年度  
 浄化槽(市町村設置型) 平成 22 年度～平成 26 年度

【整備量】

公共下水道 管 渠 L = 14,000m  
 (交付金事業 10,500m)  
 (単独事業 3,500m)  
 管 径 φ 200mm～400mm

浄化槽 設置基数 430 基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり

公共下水道 計画人口 2,500 人  
 浄化槽(個人設置型) 計画人口 1,274 人  
 浄化槽(市町村設置型) 計画人口 308 人

【事業費】

公共下水道 事業費 750,000 千円  
 (うち、交付金 375,000 千円)  
 単独事業費 250,000 千円  
 浄化槽(個人設置型) 事業費 101,480 千円  
 (うち、交付金 33,826 千円)  
 浄化槽(市町村設置型) 事業費 78,520 千円  
 (うち、交付金 26,173 千円)  
 合計 事業費 930,000 千円  
 (うち、交付金 434,999 千円)  
 単独事業費 250,000 千円

5-3 その他の事業

豊かな自然を子どもたちへ引き継ぐために

伊予市の目標とする街の実現のため、以下の取組みを引き続き行う。

(1) クリーン伊予運動(市民一斉清掃)

快適な生活環境を目指した地域ぐるみの一斉清掃活動との位置づけで、海岸線と河川及びその上流部を各広報区や自治会単位で毎年、海開きの前に実施。毎年 6,000 人規模の参加があり、水環境の保全と地域コミュニティ活動が図られている。

(2) サマーフェスティバル

平成 8 年度海浜公園整備を機に、地元住民をはじめ市外からの家族連れ等の一般参加等を合わせて 5,000 人規模のイベントとして取組まれている。夏休みの恒例行事で海に親しむイベントとして、ビーチバレー大会を開催している。家族連れやカップル、子どもから大人までの広範な年齢層が楽しめる真夏のイベントとして定評

がある。

(3) マドンナカップ（ビーチバレージャパン女子ジュニア選手権大会他）

平成9年度からは財団法人日本バレーボール協会・日本ビーチバレー連盟・地元民放テレビ局の主催で、女子高校生を対象に全国から約50チームの参加を得て開催している。特に、元オリンピック選手のゲスト解説やテレビ中継により知名度も高まり期間中は、数百人規模の観戦者と海水浴客が相まって周辺が大渋滞を起こすほどである。そのため、周辺的美観を損なわないよう地元住民の協力を得て清掃や砂浜の整備には特に力を入れている。

(4) ホタルまつり

中山・双海地区は県内でも有名なホタルの生息地である。特に、伊予中山ホタル保存会などが中心となり、小中学生や地元住民らも参加して川の清掃やホタルの幼虫の放流などの保存活動を展開している。そして、6月初旬に開催するホタル祭は、市外からも大勢の人々が参加する初夏の風物詩となっている。

## 6 計画期間

平成22年度～平成26年度

## 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

本計画に掲げる目標については、計画期間終了後の平成27年度に目標の達成率等を伊予市水道部下水道課が所管となり調査検討し、本計画の評価を行う。また、この結果から今後の汚水処理整備事業の方向性を決定し、市民に対し公表する。

## 8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし。